

31川監第767号

令和2年3月9日

請求人 坂 卷 良 一 様

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	嶋 崎 嘉 夫
同	沼 沢 和 明

川崎市職員措置請求について（通知）

令和2年1月24日付け川崎市職員措置請求（以下「本件措置請求」という。）については、次の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件を欠いて不適法であり、これを却下することとしたので、その旨を通知します。

理 由

1 本件措置請求は、市が平成 30 年度に少額随意契約の軽易工事として実施した「川崎市産業振興会館 12 階トイレ補修工事（以下「工事 1」という。）」及び「川崎市産業振興会館便器等補修工事（以下「工事 2」といい、「工事 1」と併せて「本件各工事」という。）」について、1 件で発注可能な工事を 250 万円以下の 2 件の工事に分割して発注・契約した違法性があり、かつ、本件各工事契約締結当時の川崎市軽易工事契約事務取扱規程（昭和 49 年訓令第 8 号。以下「軽易工事取扱規程」という。）で定める軽易工事の定義を逸脱した違法性があるとし、一般競争入札若しくは指名競争入札を行った場合との差額である損害額を認定し、市の被った損害を補填するために必要な措置を執るよう求めている。

2 法第 242 条に規定する住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これを行うことができず、ただし、正当な理由があるときは、この限りでないとされている。法が監査請求の期間を定めた趣旨は、普通地方公共団体の執行機関・職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法・不当なものであったとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないためと解されている（最高裁判所昭和 63 年 4 月 22 日判決（昭和 62 年（行ツ）第 76 号）参照）。

3 請求人は、契約の違法を主張していることから、本件においては、支出負担行為である契約締結の日を監査請求期間の起算日とするのが相当であると考えられるところ、工事 1 は平成 31 年 1 月 18 日、工事 2 は同年 2 月 15 日が契約締結日であることから、工事 1 については、当該行為があった日から 1 年以上を経過し、監査請求期間を徒過したものといえる。

この点、請求人は、本件各工事の契約締結がなされて初めて分割発注の要件が整うことから、本件措置請求における監査請求期間の起算日は、工事 2 の契約締結日となる旨を主張するが、本件各工事の支出負担行為は別個の財務会計上の行為であり、監査請求期間はそれぞれの行為のあった日から各別に計算すべきものであるから、請求人の主張は採用できない。

4 また、請求人は、上記主張に加え、監査請求期間を徒過したことの正当な理由として、本件各工事に係る公文書開示請求の開示日が令和2年1月15日であり、その日から6日間（原文ママ。正しくは9日間である。）で監査請求したことを挙げているが、当該期間内に監査請求をなし得なかった理由について何ら主張していない。

上記各工事に関する文書は、いずれも財務会計行為があった日から1年内に開示されているのであるから、1年の監査請求期間を徒過したことについて正当な理由の存在が必要である。

よって、請求人の上記主張は採用できない。

5 次に、監査請求期間を徒過していない工事2についてみると、請求人は、工事の内容が、既存の便器を温水洗浄便座にリフォームするものであるため、軽易工事取扱規程で定める「建物等の小破修繕に類する原形復旧工事」という軽易工事の定義を逸脱した新設工事である旨を主張する。

しかし、現代社会において、温水洗浄便座は便器の一般的な仕様と考えられ、工事2の実施に伴い、トイレ（便器）の用途や機能が本質的に変更されたとは解されないことから、請求人の主張は採用できない。

6 よって、本件措置請求は、法第242条の要件を欠き、不適法であるので、合議によりこれを却下すべきものと判断した。